# 告示

○総務省告示第百八十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定により基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

第一の一⑴イを次のように改める。

イ　衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

㈠　協会の衛星基幹放送

A　協会の放送については、次の㈠及び㈡に掲げる衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）を行うこと。

㈠　高精細度テレビジョン放送（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）

㈡　超高精細度テレビジョン放送

B　Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。

C　A㈠の放送については、その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の１の範囲内において、次の㈠及び㈡に掲げる各１系統の放送を行うこと。

㈠　衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

㈡　外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

D　A㈠の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。

E　C㈡の放送については、次の㈠及び㈡に掲げる事項に取り組むものとする。

㈠　各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者（国内において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。）及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

㈡　各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

F　A㈡の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の㈠及び㈡に掲げる各１系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かして行うこと。

㈠　その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の１／３の範囲内において行う総合放送

㈡　その周波数（左旋円偏波の電波に係るものに限る。）の１の範囲内において行う総合放送

G　A㈡の放送については、次の㈠及び㈡に掲げる事項に取り組むものとする。

㈠　Dに定める事項

㈡　左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。

H　F㈡の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。

I　左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標について見直すものとする。

㈡　学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、１系統の高精細度テレビジョン放送㈱及び１系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

㈱　高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

㈢　民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

第一の一⑷エを次のように改める。

エ　衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。）が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の１を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。）を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の２者により、１の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、１日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（１の周波数を分割せずに使用する場合に限る。１の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。